

¥ 森林環境税(国税)の導入について

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るために、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人住民税均等割とあわせて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

平成26年度から10年間、防災費用に充てるため、町民税500円・県民税500円が加算されていましたが令和5年度で終了したため、森林環境税の導入により、年税額が増額することはありません。

税目	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税(国税)	なし	1,000円
個人住民税均等割 (県民税)	2,000円	1,500円
個人住民税均等割 (町民税)	3,500円	3,000円
合計	5,500円	5,500円

○お問い合わせ

本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

¥ 町税等の納付は口座振替が便利で安心

口座振替を申し込みいただくと、指定された口座から町税等が自動的に引き落としされるため、「つい、うっかり」の納め忘れがなくなり、納期のたびに金融機関などへ行く手間も省けます。

安心・便利な口座振替を、ぜひご利用ください。

◆手続きの方法 次の4点を持って振替を希望する金融機関窓口で申請してください。

①口座振替依頼書

※役場窓口、金融機関に用意されています。

②預金通帳

③通帳届出印

④納税義務者がわかるもの(例:納税通知書など)

◆口座振替可能な金融機関

高知県農協、高知銀行、幡多信用金庫

四国銀行、西日本信漁連、高知信用金庫

四国労働金庫、愛媛銀行

ゆうちょ銀行および郵便局

○お問い合わせ

本庁 住民課 収納係 ☎43-2816

¥ 個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において所得割額から定額減税が実施されることとなりました。

◆対象者

令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税の納税義務者

◆減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、令和5年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

◆その他

税額よりも減税額が大きい方は後日個々に通知されます。詳細は下記QRコードをご覧ください。



総務省定額減税
パンフレット

○お問い合わせ

本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

i ご利用はお早めに

~黒潮町物価高騰対策商品券(地域商品券)の 有効期限が近づいています~

黒潮町地域商品券の有効期限は、6月30日(日)までとなっています。有効期限を過ぎた商品券は使用することができません。

また、未使用的商品券は現金との引き換えはできませんので、お忘れなく期限内にご使用ください。

■地域商品券の利用可能店舗は、黒潮町公式ホームページから確認できます。



黒潮町公式
ホームページ

○お問い合わせ

本庁 産業推進室 商工係 ☎43-2113